

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>《省略用語例》 この通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。 措置法……………租税特別措置法（昭和32年法律第26号） 措置法令……………租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号） 措置法規則……………租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）</p> </div> <p>[措置法第70条の4（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除）関係] 70の4-1～70の4-25 （省略） <u>70の4-25の2 準農地に区分地上権が設定された場合</u> 70の4-26～70の4-98 （省略） [措置法第70条の4の2（贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例）関係] （省略） [措置法第70条の6（農地等についての相続税の納税猶予及び免除等）関係] 70の6-1～70の6-25 （省略） <u>70の6-25の2 準農地に区分地上権が設定された場合</u> 70の6-26～70の6-105 （省略） <u>70の6-106 平成28年改正前の措置法第70条の4及び平成28年改正前の措置法第70条の6の 規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い</u> 70の6-107 既存通達の廃止 [措置法第70条の6の2（相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例）関係] （省略） [措置法第70条の7の5（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免 除）関係] （省略）</p>	<p>（同左）</p> <p>[措置法第70条の4（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除）関係] 70の4-1～70の4-25 （同左） （新設） 70の4-26～70の4-98 （同左） [措置法第70条の4の2（贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例）関係] （同左） [措置法第70条の6（農地等についての相続税の納税猶予及び免除等）関係] 70の6-1～70の6-25 （同左） （新設） 70の6-26～70の6-105 （同左） （新設） 70の6-106 （同左） [措置法第70条の6の2（相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例）関係] （同左） [措置法第70条の7の5（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免 除）関係] （同左）</p>

改正後	改正前
<p>〔措置法第70条の4（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除）関係〕</p> <p><u>（準農地に区分地上権が設定された場合）</u></p> <p>70の4-25の2 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける同項に規定する準農地につき民法第269条の2第1項の地上権の設定（以下70の4-25の2において「区分地上権の設定」という。）があった場合において、当該準農地が措置法第70条の4第1項の贈与税の申告書の提出期限後10年を経過する日までに、同項に規定する農地又は採草放牧地として同項の規定の適用を受ける受贈者の農業の用に供される見込みであるときには、当該区分地上権の設定は、同条第1項第1号又は第4項に規定する譲渡等には該当しないことに留意する。</p> <p><u>（農地所有適格法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算）</u></p> <p>70の4-29 措置法令第40条の6第11項第2号の規定に該当する農地所有適格法人の常時従事者となった者がその後当該法人の常時従事者に該当しなくなった場合、又は同項第3号の規定に該当する草地利用権に係る土地の共同利用者となった者がその後当該土地の共同利用者に該当しなくなった場合には、その常時従事者又は共同利用者に該当しなくなった時においては、措置法第70条の4第1項第1号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算は行わないのであるが、その後、当該100分の20を超えるかどうかの計算を要する特例適用農地等の譲渡等があった時においては、当該譲渡等に係る特例適用農地等の面積に当該農地所有適格法人に対する出資又は草地利用権の設定若しくは買取りに係る土地の面積を加算して、当該100分の20の計算を行うことに留意する。</p> <p><u>（一時的道路用地等として貸付けの対象となる特例適用農地等の範囲）</u></p> <p>70の4-72 措置法第70条の4第18項に規定する一時的道路用地等（以下70の4-88までにおいて「一時的道路用地等」という。）の用に供するための地上権、賃借権又は使用貸借による権利の設定（民法第269条の2第1項の地上権の設定を除く。以下70の4-75までにおいて「地上権等の設定」という。）に基づく貸付けの対象となる特例適用農地等には、措置法第70条の4第8項に規定する貸付特例適用農地等は含まれないが、次の(1)に掲げる敷地又は用地、(2)から(4)までに掲げる特例適用農地等は含まれることに留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 措置法令第40条の6第67項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地 (2) 措置法第70条の4第6項の規定の適用を受ける特例適用農地等（受贈者が一時的道路用地等の用に供するために当該特例適用農地等に係る使用貸借による権利を消滅させたものに限る。） (3) 措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けが行われている特例適用農地等（受贈者が一時的道路用地等の用に供するために当該特例適用農地等に係 	<p>〔措置法第70条の4（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除）関係〕</p> <p>（新設）</p> <p><u>（農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算）</u></p> <p>70の4-29 措置法令第40条の6第11項第2号の規定に該当する農業生産法人の常時従事者となった者がその後当該法人の常時従事者に該当しなくなった場合、又は同項第3号の規定に該当する草地利用権に係る土地の共同利用者となった者がその後当該土地の共同利用者に該当しなくなった場合には、その常時従事者又は共同利用者に該当しなくなった時においては、措置法第70条の4第1項第1号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算は行わないのであるが、その後、当該100分の20を超えるかどうかの計算を要する特例適用農地等の譲渡等があった時においては、当該譲渡等に係る特例適用農地等の面積に当該農業生産法人に対する出資又は草地利用権の設定若しくは買取りに係る土地の面積を加算して、当該100分の20の計算を行うことに留意する。</p> <p><u>（一時的道路用地等として貸付けの対象となる特例適用農地等の範囲）</u></p> <p>70の4-72 措置法第70条の4第18項に規定する一時的道路用地等（以下70の4-88までにおいて「一時的道路用地等」という。）の用に供するための地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下70の4-83までにおいて「地上権等」という。）の設定に基づく貸付けの対象となる特例適用農地等には、同条第8項に規定する貸付特例適用農地等は含まれないが、次の(1)に掲げる敷地又は用地、(2)から(4)までに掲げる特例適用農地等は含まれることに留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 措置法令第40条の6第67項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地 (2) 措置法第70条の4第6項の規定の適用を受ける特例適用農地等（受贈者が一時的道路用地等の用に供するために当該特例適用農地等に係る使用貸借による権利を消滅させたものに限る。） (3) 措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けが行われている特例適用農地等（受贈者が一時的道路用地等の用に供するために当該特例適用農地等に係

改正後	改正前
<p>る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下70の4-72において「賃借権等」という。）を消滅させたものに限る。）</p> <p>(4) 措置法第70条の4の2第1項の規定の適用を受ける同項に規定する特定貸付けが行われている特例適用農地等（受贈者が一時的道路用地等の用に供するために当該特例適用農地等に係る賃借権等を消滅させたものに限る。）</p> <p>（貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途）</p> <p>70の4-77 措置法第70条の4第18項の規定の適用を受ける受贈者は、同項に規定する貸付期限（当該貸付期限の到来前に地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下70の4-77において「地上権等」という。）の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、当該地上権等の消滅した日。以下70の4-78までにおいて「貸付期限」という。）から2月を経過する日までに、一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等を自己の農業の用（当該受贈者が同条第6項の規定の適用を受ける特例適用農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例適用農地等に係る措置法令第40条の6第19項に規定する特定推定相続人の農業の用、また、<u>措置法第70条の4第22項</u>の適用を受ける特例適用農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例適用農地等を同項に規定する営農困難時貸付け又は自己の農業の用。以下70の4-77において同じ。）に供しなければならないのであるが、この場合、その特例適用農地等の利用状況が、一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等の貸付けの直前の利用状況と異なる場合であっても、その特例適用農地等を自己の農業の用（措置法令第40条の6第67項第2号又は第3号に掲げる施設又は用地としての利用を含む。）に供する限り、措置法第70条の4第18項第2号の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>（注） 当該特例適用農地等について措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付けを行う場合には、措置法令第40条の6第52項、第60項及び第63項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>（措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付け）</p> <p>70の4-80 措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付け（以下70の4-93までにおいて「営農困難時貸付け」という。）とは、同条第1項の規定の適用を受ける受贈者が特例適用農地等について当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態として措置法令第40条の6第51項で定める状態となった場合において、当該受贈者が当該特例適用農地等について行った次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの貸付け（<u>当該受贈者が、措置法第70条の4の2第2項第2号イ又はロに定める受贈者に該当する場合には次の(1)又は(3)に掲げる貸付け</u>）をいうことに留意する。</p>	<p>る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下70の4-72において「賃借権等」という。）を消滅させたものに限る。）</p> <p>(4) 措置法第70条の4の2第1項の規定の適用を受ける同項に規定する特定貸付けが行われている特例適用農地等（受贈者が一時的道路用地等の用に供するために当該特例適用農地等に係る賃借権等を消滅させたものに限る。）</p> <p>（貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途）</p> <p>70の4-77 措置法第70条の4第18項の規定の適用を受ける受贈者は、同項に規定する貸付期限（当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、当該地上権等の消滅した日。以下70の4-78までにおいて「貸付期限」という。）から2月を経過する日までに、一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等を自己の農業の用（当該受贈者が同条第6項の規定の適用を受ける特例適用農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例適用農地等に係る措置法令第40条の6第19項に規定する特定推定相続人の農業の用、また、<u>同条第23項</u>の適用を受ける特例適用農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例適用農地等を同項に規定する営農困難時貸付け又は自己の農業の用。以下70の4-77において同じ。）に供しなければならないのであるが、この場合、その特例適用農地等の利用状況が、一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等の貸付けの直前の利用状況と異なる場合であっても、その特例適用農地等を自己の農業の用（措置法令第40条の6第67項第2号又は第3号に掲げる施設又は用地としての利用を含む。）に供する限り、措置法第70条の4第18項第2号の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>（注） 当該特例適用農地等について措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付けを行う場合には、措置法令第40条の6第52項、第60項及び第63項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>（措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付け）</p> <p>70の4-80 措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付け（以下70の4-93までにおいて「営農困難時貸付け」という。）とは、同条第1項の規定の適用を受ける受贈者が特例適用農地等について当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態として措置法令第40条の6第51項で定める状態となった場合において、当該受贈者が当該特例適用農地等について行った次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの貸付け（<u>措置法第70条の4の2第1項に規定する猶予適用者（以下70の4-80において「猶予適用者」という。）に該当する受贈者にあつては次の(2)又は(3)に掲げる貸付けを行った場合</u>をいうことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>特例適用農地等が措置法令第40条の6第52項第1号イからハに掲げる地域若しくは区域のいずれにも存しない場合における貸付け</u></p> <p>(2) <u>措置法第70条の4の2第1項第2号又は第3号に掲げる貸付け</u></p> <p>(3) 措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合(当該貸付けの申込みを当該1年を経過する日まで引き続き行っている場合に限る。)における当該貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定(以下70の4-85までにおいて「権利設定」という。)に基づく貸付け</p> <p>(<u>営農困難時貸付けの対象から除かれる特例適用農地等</u>)</p> <p>70の4-83 営農困難時貸付けの対象となる特例適用農地等には、措置法第70条の4第6項の規定の適用を受ける特例適用農地等、同条第8項に規定する貸付特例適用農地等又は借受代替農地等、一時的道路用地等の用に供するために<u>同条第18項に規定する地上権等の設定</u>(以下70の4-83において「<u>地上権等の設定</u>」という。)に基づく貸付けの対象となっている特例適用農地等(受贈者が営農困難時貸付けを行っていた特例適用農地等の全部又は一部を一時的道路用地等の用に供するために営農困難時貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させ、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づく貸付けを行っている特例適用農地等で、同項に規定する貸付期限が到来したものを除く。)及び措置法第70条の4の2第1項の規定の適用を受ける特例適用農地等は含まれないことに留意する。</p> <p>(<u>貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合</u>)</p> <p>70の4-84 措置法令第40条の6第52項第3号に規定する「貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合」とは、同項第1号イからハまでに掲げる地域若しくは区域にある特例適用農地等について、同号イに規定する農地中間管理機構、同号ロに規定する農地利用集積円滑化事業を行う者及び同号ハに規定する利用権設定等促進事業を行っている市町村に対して、当該特例適用農地等に係る措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みが当該貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日まで継続して行われていたが、同日において当該貸付けの申込みによる貸付けができない場合をいうことに留意する。</p> <p>なお、当該特例適用農地等の所在が措置法令第40条の6第52項第1号イからハまでに掲げる地域若しくは区域の2以上に該当する場合には、該当する同号に掲げる農地中間管理機構、農地利用集積円滑化事業を行う者又は利用権設定等促進事業を行っている市町村の全てに対して貸付けの</p>	<p>(1) <u>措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付け</u></p> <p>(2) <u>特例適用農地等が措置法令第40条の6第52項各号に掲げる地域若しくは区域のいずれにも存しない場合における貸付け</u></p> <p>(3) 措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合(当該貸付けの申込みを当該1年を経過する日まで引き続き行っている場合に限る。)における当該貸付け又は当該貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定(以下70の4-85までにおいて「権利設定」という。)に基づく貸付け</p> <p>(<u>営農困難時貸付けの対象から除かれる特例適用農地等</u>)</p> <p>70の4-83 営農困難時貸付けの対象となる特例適用農地等には、措置法第70条の4第6項の規定の適用を受ける特例適用農地等、同条第8項に規定する貸付特例適用農地等又は借受代替農地等、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づく貸付けの対象となっている特例適用農地等(受贈者が営農困難時貸付けを行っていた特例適用農地等の全部又は一部を一時的道路用地等の用に供するために営農困難時貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させ、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づく貸付けを行っている特例適用農地等で、<u>同条第18項に規定する貸付期限が到来したものを除く。</u>)及び措置法第70条の4の2第1項の規定の適用を受ける特例適用農地等は含まれないことに留意する。</p> <p>(<u>貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合</u>)</p> <p>70の4-84 措置法令第40条の6第52項に規定する「貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合」とは、同項各号に掲げる地域若しくは区域にある特例適用農地等について、同項第1号に規定する農地中間管理機構、同項第2号に規定する農地利用集積円滑化事業を行う者及び同項第3号に規定する利用権設定等促進事業を行っている市町村に対して、当該特例適用農地等に係る措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みが当該貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日まで継続して行われていたが、同日において当該貸付けの申込みによる貸付けができない場合をいうことに留意する。</p> <p>なお、当該特例適用農地等の所在が措置法令第40条の6第52項各号に掲げる地域若しくは区域の2以上に該当する場合には、該当する各号に掲げる農地中間管理機構、農地利用集積円滑化事業を行う者又は利用権設定等促進事業を行っている市町村の全てに対して貸付けの申込みが行われ</p>

改正後	改正前
<p>申込みが行われていなければならないことに留意する。</p> <p>(新たな営農困難時貸付けを行うときの貸付けの申込みを継続して行う期間)</p> <p>70の4-88 措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付農地等(以下70の4-92までにおいて「営農困難時貸付農地等」という。)に同条第23項に規定する耕作の放棄(以下70の4-92までにおいて「耕作の放棄」という。)又は同項に規定する権利消滅(以下70の4-92までにおいて「権利消滅」という。)があった場合において、当該営農困難時貸付農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの措置法令第40条の6第52項第3号に規定する措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを継続して行う期間については、当該貸付けの申込みを行った日後1月を経過する日までであることに留意する。</p> <p>(注) 一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等について措置法令第40条の6第62項において準用する措置法第70条の4第18項に規定する貸付期限の到来により当該特例適用農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの貸付けの申込みを継続して行う期間も同様であることに留意する。</p> <p>〔措置法第70条の4の2(贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例)関係〕</p> <p>(措置法第70条の4の2の適用の対象となる特例適用農地等の範囲)</p> <p>70の4の2-1 措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付け(以下70の4の2-7までにおいて「特定貸付け」という。)の対象となる農地又は採草放牧地とは、措置法令第40条の6第52項第1号イからハまでに掲げる地域若しくは区域に所在する農地又は採草放牧地であり、措置法第70条の4の2第1項の規定の適用がある農地又は採草放牧地は特例適用農地等に限られるのであるが、この場合において、次に掲げる特例適用農地等は特定貸付けの対象とならないことに留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 措置法第70条の4第1項に規定する準農地である特例適用農地等 (2) 措置法令第40条の6第67項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地である特例適用農地等 (3) 措置法第70条の4第6項の規定の適用を受ける特例適用農地等 (4) 措置法第70条の4第8項に規定する貸付特例適用農地等 (5) 措置法第70条の4第18項に規定する一時的道路用地等の用に供するため同項に規定する地上権等の設定(以下70の4の2-1において「地上権等の設定」という。)に基づく貸付けの対象となっている特例適用農地等(受贈者が特定貸付けを行っていた特例適用農地等の全部又は一部について一時的道路用地等の用に供するために特定貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させ、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づく貸 	<p>ていなければならないことに留意する。</p> <p>(新たな営農困難時貸付けを行うときの貸付けの申込みを継続して行う期間)</p> <p>70の4-88 措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付農地等(以下70の4-92までにおいて「営農困難時貸付農地等」という。)に同条第23項に規定する耕作の放棄(以下70の4-92までにおいて「耕作の放棄」という。)又は同項に規定する権利消滅(以下70の4-92までにおいて「権利消滅」という。)があった場合において、当該営農困難時貸付農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの措置法令第40条の6第52項に規定する措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを継続して行う期間については、当該貸付けの申込みを行った日後1月を経過する日までであることに留意する。</p> <p>(注) 一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等について措置法令第40条の6第62項において準用する措置法第70条の4第18項に規定する貸付期限の到来により当該特例適用農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの貸付けの申込みを継続して行う期間も同様であることに留意する。</p> <p>〔措置法第70条の4の2(贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例)関係〕</p> <p>(措置法第70条の4の2の適用の対象となる特例適用農地等の範囲)</p> <p>70の4の2-1 措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付け(以下70の4の2-7までにおいて「特定貸付け」という。)の対象となる農地又は採草放牧地とは、措置法令第40条の6第52項各号に掲げる地域若しくは区域に所在する農地又は採草放牧地であり、措置法第70条の4の2第1項の規定の適用がある農地又は採草放牧地は特例適用農地等に限られるのであるが、この場合において、次に掲げる特例適用農地等は特定貸付けの対象とならないことに留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 措置法第70条の4第1項に規定する準農地である特例適用農地等 (2) 措置法令第40条の6第67項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地である特例適用農地等 (3) 措置法第70条の4第6項の規定の適用を受ける特例適用農地等 (4) 措置法第70条の4第8項に規定する貸付特例適用農地等 (5) 措置法第70条の4第18項に規定する一時的道路用地等の用に供するため同項に規定する地上権等の設定に基づく貸付けの対象となっている特例適用農地等(受贈者が特定貸付けを行っていた特例適用農地等の全部又は一部について一時的道路用地等の用に供するために特定貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させ、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づく貸付けを行っている特例適用農地等で同項に規定する貸付期

改正後	改正前
<p>付けを行っている特例適用農地等で同項に規定する貸付期限が到来したものを除く。)</p> <p>〔措置法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予及び免除等))関係〕</p> <p><u>(準農地に区分地上権が設定された場合)</u></p> <p><u>70の6-25の2</u> 措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける同項に規定する準農地につき民法第269条の2第1項の地上権の設定(以下70の6-25の2において「<u>区分地上権の設定</u>」という。)があった場合において、当該準農地が措置法第70条の6第1項の相続税の申告書の提出期限後10年を経過する日までに、同項に規定する農地又は採草放牧地として同項の規定の適用を受ける農業相続人の農業の用に供される見込みであるときには、当該区分地上権の設定は、同条第1項第1号又は第7項に規定する譲渡等には該当しないことに留意する。</p> <p><u>(農地所有適格法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算)</u></p> <p>70の6-30 措置法令第40条の7第10項の規定に該当する<u>農地所有適格法人</u>の常時従事者となった者がその後当該法人の常時従事者に該当しなくなった場合、又は同項の規定に該当する草地利用権に係る土地の共同利用者となった者がその後当該土地の共同利用者に該当しなくなった場合における当該出資又は草地利用権に係る土地についての措置法第70条の6第1項第1号に規定する100分の20の計算については、70の4-29(<u>農地所有適格法人</u>の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算))を準用する。</p> <p><u>(一時的道路用地等として貸付けの対象となる特例農地等の範囲)</u></p> <p>70の6-66 措置法第70条の6第22項に規定する一時的道路用地等(以下70の6-86までにおいて「<u>一時的道路用地等</u>」という。)の用に供するための地上権、賃借権又は使用貸借による権利の設定(民法第269条の2第1項の地上権の設定を除く。以下70の6-70までにおいて「<u>地上権等の設定</u>」という。)に基づく貸付けの対象となる特例農地等には、<u>措置法第70条の6第10項</u>に規定する貸付特例適用農地等は含まれないが、次の(1)に掲げる敷地又は用地、(2)から(4)までに掲げる特例農地等は含まれることに留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 措置法令第40条の7第72項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地 (2) 措置法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等(農業相続人が一時的道路用地等の用に供するために当該特例農地等に係る使用貸借による権利を消滅させたものに限る。) (3) 措置法第70条の6第28項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けが行われている特例農地等(農業相続人が一時的道路用地等の用に供するために当該特例農地等に係る地 	<p>限が到来したものを除く。)</p> <p>〔措置法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予及び免除等))関係〕</p> <p>(新設)</p> <p><u>(農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算)</u></p> <p>70の6-30 措置法令第40条の7第10項の規定に該当する<u>農業生産法人</u>の常時従事者となった者がその後当該法人の常時従事者に該当しなくなった場合、又は同項の規定に該当する草地利用権に係る土地の共同利用者となった者がその後当該土地の共同利用者に該当しなくなった場合における当該出資又は草地利用権に係る土地についての措置法第70条の6第1項第1号に規定する100分の20の計算については、70の4-29(<u>農業生産法人</u>の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算))を準用する。</p> <p><u>(一時的道路用地等として貸付けの対象となる特例農地等の範囲)</u></p> <p>70の6-66 措置法第70条の6第22項に規定する一時的道路用地等(以下70の6-86までにおいて「<u>一時的道路用地等</u>」という。)の用に供するための地上権、賃借権又は使用貸借による権利(以下70の6-77までにおいて「<u>地上権等</u>」という。)の設定に基づく貸付けの対象となる特例農地等には、<u>同条第10項</u>に規定する貸付特例適用農地等は含まれないが、次の(1)に掲げる敷地又は用地、(2)から(4)までに掲げる特例農地等は含まれることに留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 措置法令第40条の7第72項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地 (2) 措置法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等(農業相続人が一時的道路用地等の用に供するために当該特例農地等に係る使用貸借による権利を消滅させたものに限る。) (3) 措置法第70条の6第28項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けが行われている特例農地等(農業相続人が一時的道路用地等の用に供するために当該特例農地等に係る地

改正後	改正前
<p>上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させたものに限る。)</p> <p>(4) 措置法第70条の6の2第1項の適用を受ける同項に規定する特定貸付けが行われている特例農地等(農業相続人が一時的道路用地等の用に供するために当該特例農地等に係る同項に規定する賃借権等を消滅させたものに限る。)</p> <p>(貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途)</p> <p>70の6-72 措置法第70条の6第22項の規定の適用を受ける農業相続人は、同項に規定する貸付期限(当該貸付期限の到来前に地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利(以下70の6-72において「地上権等」という。))の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、当該地上権等の消滅した日。以下70の6-73までにおいて「貸付期限」という。)から2月を経過する日までに、一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を自己の農業の用(当該農業相続人が同条第9項の規定の適用を受ける特例農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例農地等に係る措置法令第40条の7第20項第5号に規定する特定推定相続人の農業の用、措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けを行っていた特例農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例農地等を同項に規定する営農困難時貸付け又は自己の農業の用、また、措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行っていた特例農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例農地等を同項に規定する特定貸付け又は自己の農業の用)に供しなければならないのであるが、この場合のその特例農地等の利用状況については、70の4-77((貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途))を準用する。</p> <p>(措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付け)</p> <p>70の6-74 措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付け(以下70の6-91までにおいて「営農困難時貸付け」という。)とは、同条第1項の規定の適用を受ける農業相続人が特例農地等について当該農業相続人の農業の用に供することが困難な状態として措置法令第40条の7第56項に定める状態となり、かつ、措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けができない場合において、当該特例農地等について地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定(民法第269条の2第1項の地上権の設定を除く。以下70の6-74において「権利設定」という。)に基づく貸付けを行った場合をいうことに留意する。</p> <p>したがって、営農困難時貸付けは、措置法第70条の6第28項の規定の適用を受けようとする特例農地等が措置法令第40条の7第57項各号に掲げる地域若しくは区域のいずれにも存しない場合又は措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合(当該貸付けの申込みを当該1年を経過する日まで</p>	<p>上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させたものに限る。)</p> <p>(4) 措置法第70条の6の2第1項の適用を受ける同項に規定する特定貸付けが行われている特例農地等(農業相続人が一時的道路用地等の用に供するために当該特例農地等に係る同項に規定する賃借権等を消滅させたものに限る。)</p> <p>(貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途)</p> <p>70の6-72 措置法第70条の6第22項の規定の適用を受ける農業相続人は、同項に規定する貸付期限(当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、当該地上権等の消滅した日。以下70の6-73までにおいて「貸付期限」という。)から2月を経過する日までに、一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を自己の農業の用(当該農業相続人が同条第9項の規定の適用を受ける特例農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例農地等に係る措置法令第40条の7第20項第5号に規定する特定推定相続人の農業の用、同条第29項に規定する営農困難時貸付けを行っていた特例農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例農地等を同項に規定する営農困難時貸付け又は自己の農業の用、また、措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行っていた特例農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例農地等を同項に規定する特定貸付け又は自己の農業の用)に供しなければならないのであるが、この場合のその特例農地等の利用状況については、70の4-77((貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途))を準用する。</p> <p>(措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付け)</p> <p>70の6-74 措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付け(以下70の6-91までにおいて「営農困難時貸付け」という。)とは、同条第1項の規定の適用を受ける農業相続人が特例農地等について当該農業相続人の農業の用に供することが困難な状態として措置法令第40条の7第56項に定める状態となり、かつ、措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けができない場合において、当該特例農地等について地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定(以下70の6-74までにおいて「権利設定」という。)に基づく貸付けを行った場合をいうことに留意する。</p> <p>したがって、営農困難時貸付けは、措置法第70条の6第28項の規定の適用を受けようとする特例農地等が措置法令第40条の7第57項各号に掲げる地域若しくは区域のいずれにも存しない場合又は措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合(当該貸付けの申込みを当該1年を経過する日まで</p>

改正後	改正前
<p>引き続き行われている場合に限る。)における当該貸付け以外の権利設定に基づく貸付けをいう。</p> <p>(営農困難時貸付けの対象から除かれる特例農地等)</p> <p>70の6-77 営農困難時貸付けの対象となる特例農地等には、措置法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等、同条第10項に規定する貸付特例適用農地等又は借受代替農地等、一時的道路用地等の用に供するために同条第22項に規定する地上権等の設定(以下70の6-77において「<u>地上権等の設定</u>」という。)に基づく貸付けの対象となっている特例農地等(農業相続人が営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の全部又は一部を一時的道路用地等の用に供するために営農困難時貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させ、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づく貸付けを行っている特例農地等で、同項に規定する貸付期限が到来したものを除く。)及び措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受ける特例農地等は含まれないことに留意する。</p> <p>(措置法第70条の6第28項の営農困難時貸付けがあった場合の同条第1項の担保)</p> <p>70の6-85 特例農地等が措置法第70条の6第1項に規定する担保に供されている場合において、その特例農地等につき同条第28項に規定する地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定(民法第269条の2第1項の地上権の設定を除く。)があったときの同条第1項の担保については、70の4-87((措置法第70条の4第22項の権利設定があった場合の同条第1項の担保))を準用する。</p> <p>(平成28年改正前の措置法第70条の4及び平成28年改正前の措置法第70条の6の規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い)</p> <p>70の6-106 平成28年改正前の措置法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けているもの及び平成28年改正前の措置法第70条の6の規定による相続税の納税猶予の適用を受けているものに係る所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)の附則第127条第5項及び第9項の規定の適用については、平成28年6月24日付課資2-13ほか2課共同「相続税法基本通達等の一部改正について」通達による改正前の「<u>租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて</u>」通達の70の4-1((農地又は採草放牧地の意義))から70の6-106((既住通達の廃止))の取扱いの例による。</p>	<p>引き続き行われている場合に限る。)における当該貸付け以外の権利設定に基づく貸付けをいう。</p> <p>(営農困難時貸付けの対象から除かれる特例農地等)</p> <p>70の6-77 営農困難時貸付けの対象となる特例農地等には、措置法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等、同条第10項に規定する貸付特例適用農地等又は借受代替農地等、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づく貸付けの対象となっている特例農地等(農業相続人が営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の全部又は一部を一時的道路用地等の用に供するために営農困難時貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させ、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づく貸付けを行っている特例農地等で、同条第22項に規定する貸付期限が到来したものを除く。)及び措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受ける特例農地等は含まれないことに留意する。</p> <p>(措置法第70条の6第28項の営農困難時貸付けがあった場合の同条第1項の担保)</p> <p>70の6-85 特例農地等が措置法第70条の6第1項に規定する担保に供されている場合において、その特例農地等につき同条第28項に規定する地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定があったときの同条第1項の担保については、70の4-87((措置法第70条の4第22項の権利設定があった場合の同条第1項の担保))を準用する。</p> <p>(新規)</p>

改正後	改正前
<p>(既往通達の廃止)</p> <p>70の6-107 次の通達を廃止する。</p> <p>(1) 昭和39年7月13日付直審(資)33、直資101「農地等にかかる贈与税の納期限の特例および相続税の取扱について」</p> <p>(2) 昭和50年7月5日付直資2-154、直審5-16「農地等についての相続税の納税猶予等に関する当面の取扱いについて」</p> <p>(3) 昭和54年3月10日付直資2-75「贈与税の納税猶予に係る農地に地下地上権が設定された場合の取扱いについて」</p> <p>〔措置法第70条の6の2((相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例))関係〕</p> <p>(措置法第70条の6の2の適用の対象となる特例農地等の範囲)</p> <p>70の6の2-1 措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け(以下70の6の2-8までにおいて「特定貸付け」という。)の対象となる農地又は採草放牧地とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地以外の措置法令第40条の7第57項各号に掲げる地域若しくは区域に所在する農地又は採草放牧地であり、措置法第70条の6の2第1項の規定の適用がある農地又は採草放牧地は特例農地等に限られるのであるが、この場合において、次に掲げる特例農地等は特定貸付けの対象とならないことに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の6第1項に規定する準農地である特例農地等</p> <p>(2) 措置法令第40条の7第72項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地である特例農地等</p> <p>(3) 措置法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等</p> <p>(4) 措置法第70条の6第10項に規定する貸付特例適用農地等</p> <p>(5) 措置法第70条の6第22項に規定する一時的道路用地等の用に供するため同項に規定する地上権等の設定(以下70の6の2-1において「地上権等の設定」という。)に基づく貸付けの対象となっている特例農地等(農業相続人が特定貸付けを行っていた特例農地等の全部又は一部について一時的道路用地等の用に供するために特定貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させ、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づく貸付けを行っている特例農地等で同項に規定する貸付期限が到来したものを除く。)</p> <p>(6) 措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けの対象となっている特例農地等</p>	<p>(既往通達の廃止)</p> <p>70の6-106 次の通達を廃止する。</p> <p>(1) 昭和39年7月13日付直審(資)33、直資101「農地等にかかる贈与税の納期限の特例および相続税の取扱について」</p> <p>(2) 昭和50年7月5日付直資2-154、直審5-16「農地等についての相続税の納税猶予等に関する当面の取扱いについて」</p> <p>〔措置法第70条の6の2((相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例))関係〕</p> <p>(措置法第70条の6の2の適用の対象となる特例農地等の範囲)</p> <p>70の6の2-1 措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け(以下70の6の2-8までにおいて「特定貸付け」という。)の対象となる農地又は採草放牧地とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地以外の措置法令第40条の7第57項各号に掲げる地域若しくは区域に所在する農地又は採草放牧地であり、措置法第70条の6の2第1項の規定の適用がある農地又は採草放牧地は特例農地等に限られるのであるが、この場合において、次に掲げる特例農地等は特定貸付けの対象とならないことに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の6第1項に規定する準農地である特例農地等</p> <p>(2) 措置法令第40条の7第72項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地である特例農地等</p> <p>(3) 措置法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等</p> <p>(4) 措置法第70条の6第10項に規定する貸付特例適用農地等</p> <p>(5) 措置法第70条の6第22項に規定する一時的道路用地等の用に供するため同項に規定する地上権等の設定に基づく貸付けの対象となっている特例農地等(農業相続人が特定貸付けを行っていた特例農地等の全部又は一部について一時的道路用地等の用に供するために特定貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させ、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づく貸付けを行っている特例農地等で同項に規定する貸付期限が到来したものを除く。)</p> <p>(6) 措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けの対象となっている特例農地等</p>

改正後	改正前
<p>(措置法第70条の6の2第1項の賃借権等の設定があった場合の措置法第70条の6第1項の担保)</p> <p>70の6の2-5 特例農地等が措置法第70条の6第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例農地等につき措置法第70条の6の2第1項に規定する賃借権等の設定(民法第269条の2第1項の地上権の設定を除く。)があったときの担保については、70の4の2-4((措置法第70条の4の2第1項の賃借権等の設定があった場合の措置法第70条の4第1項の担保))を準用する。</p> <p>(旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合の相続税の納税猶予についての取扱い)</p> <p>70の6の2-9 措置法第70条の6の2第2項各号に掲げる農業相続人(以下70の6の2-12において「旧法猶予適用者」という。)が同条第1項の規定の適用を受けた場合には、同条第3項において準用する措置法第70条の4の2第10項の規定により当該旧法猶予適用者は措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人とみなして同条の規定が適用され、措置法第70条の6の2第2項各号に規定する改正前の租税特別措置法第70条の6の規定は適用がないことに留意する。</p> <p>[措置法第70条の7の5((医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除)関係]</p> <p>(新医療法人への移行をしなかった場合の意義)</p> <p>70の7の5-14 措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号。以下「平成18年医療法等改正法」という。)附則第10条の2に規定する新医療法人への移行のための定款の変更に係る医療法(昭和23年法律第205号)第54条の9第4項の規定による都道府県知事の認可があった場合であっても、当該認可を受けた定款の変更が施行されていないときには、措置法第70条の7の5第5項第3号に規定する「新医療法人への移行をしなかった場合」に該当することに留意する。</p>	<p>(措置法第70条の6の2第1項の賃借権等の設定があった場合の措置法第70条の6第1項の担保)</p> <p>70の6の2-5 特例農地等が措置法第70条の6第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例農地等につき措置法第70条の6の2第1項に規定する賃借権等の設定があったときの担保については、70の4の2-4((措置法第70条の4の2第1項の賃借権等の設定があった場合の措置法第70条の4第1項の担保))を準用する。</p> <p>(旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合の相続税の納税猶予についての取扱い)</p> <p>70の6の2-9 措置法第70条の6の2第2項各号に掲げる農業相続人(以下70の6の2-12において「旧法猶予適用者」という。)が同条第1項の規定の適用を受けた場合には、同条第3項において準用する措置法第70条の4の2第1項の規定により当該旧法猶予適用者は措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人とみなして同条の規定が適用され、措置法第70条の6の2第2項各号に規定する改正前の租税特別措置法第70条の6の規定は適用がないことに留意する。</p> <p>[措置法第70条の7の5((医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除)関係]</p> <p>(新医療法人への移行をしなかった場合の意義)</p> <p>70の7の5-14 措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号。以下「平成18年医療法等改正法」という。)附則第10条の2に規定する新医療法人への移行のための定款の変更に係る医療法(昭和23年法律第205号)第50条第1項の規定による都道府県知事の認可があった場合であっても、当該認可を受けた定款の変更が施行されていないときには、措置法第70条の7の5第5項第3号に規定する「新医療法人への移行をしなかった場合」に該当することに留意する。</p>